

陳 情 文 書 表

受 理 番 号	陳 情 第 3 号
件 名	情報公開に伴う審査庁と処分庁の役割をきちんと果たすことを求めることについて
要 旨	<p>昨年12月7日に審査庁の3課から、「口頭意見陳述の実施について」の文書が送付されてきました。指定された12月21日は予定が入っていたので、別の日を希望しました。文書では、30分で4件の案件を実施するとなっていました。「30分で4件の口頭意見陳述では時間が足りない。日を分けて実施できないか。」と希望しました。すると、検討するとしたが、審査庁から日程等の連絡はありませんでした。審査庁である担当課の3課に確認すると、調整中との回答ばかりであった。「調整中と言うだけでなく、具体的に遅くなっている理由を聞かせてもらいたい。」と聞きました。すると、「調整中と答えることも調整中に当たる。」と意味不明の説明をしていました。その後、担当課の3課を訪れ確認すると、言いにくそうに「処分庁が承知しないため」と打ち明けていました。</p> <p>以上のことから、次のことを求め陳情いたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 審査庁と処分庁はそれぞれの役割を理解すること。 2 審査庁は情報開示請求者にきちんと説明すること。 3 審査庁は請求者と処分庁に対して公平に対処すること。 4 審査庁は処分庁の意向を重視した対応をしないこと。 5 審査庁は規定に基づいた独立した機関であることを認識すること。 6 市民の声を真摯に受け止め、対応すること。
付 託 年月日 委員会	<p style="text-align: center;">第1項 } } 総務常任委員会 } 第6項</p> <p>令和5年6月12日</p>
受 理	令和5年5月31日 第136号